働く人のための「働き方改革法」実践マニュアル (均等均衡待遇・資料編 目次)

(注)本書に掲載する資料は、すべて厚生労働省ホームページ内に掲載されているものです(一部編集有)。

「働く人のための「働き方改革法」実践マニュアル(均等均衡待遇編)」を読むに当たって必要な限りで収録しています。

1 法令新旧対照条文

	1	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	1
	2	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	7
	3	労働契約法	12
	4	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	13
	(5)	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	19
2	知	豆時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する	
	指針	十[厚労省告示第 430 号]	21
3	事	事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する	
	措置	置等についての指針新旧対照表[厚労省告示第 429 号]	36
4	J	心臓元事業主が講ずべき措置に関する指針新旧対照表(※改正部分のみ)	
	[馮	厚労省告示第 427 号]	38
5	I	R遣先が講ずべき措置に関する指針新旧対照表(※改正部分のみ)	
	[馬	厚労省告示第 428 号]	42
6	偅	動き方改革関連法関係省令等の交付について	
	(<u>¬</u>	平 30. 12. 28 職発 1228 第 4 号・雇均発 1228 第 1 号)	43

7	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について
	(平 31. 1. 30 基発 0130 第 1 号等) 54
8	令和2年度の「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について
	(令 1. 7. 8 職発 0708 第 2 号)
1) 平成30年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金 「別添1]101
2)職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額 [別添2]102
3) 平成30年度職業安定業務統計による地域指数 [別添3]107
4) 退職手当制度について〔別添 4〕
9	労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定(イメージ)112
10) 不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル(厚生労働省)119
1 1	職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル(厚生労働省)158
1 2	2 Q&A
(1)派遣先均等・均衡方式に関するQ&A(令 1.12.26 公表)192
2) 労使協定方式に関するQ&A195
3) 労使協定方式に関するQ&A【第2集】(令 1.11.1 公表)